

ヘリコプター屋上緊急離着陸場設置指導基準

制定 平成14年6月1日

施行 平成14年6月1日

一部改正 令和 3年5月1日



箕面市消防本部 予防室

目 次

【本文】

第1	目的	3
第2	用語の定義	3
第3	設置対象物及び設置区分	3
第4	進入表面及び転移表面	3
第5	緊急離着陸場の設置基準	4
第6	緊急救助用スペースの設置基準	6
第7	屋上出入口の構造等	7
第8	排煙排出口の位置	7
第9	非常用エレベーター	7
第10	維持管理	7
第11	基準の特例	8
第12	図書の提出	8
第13	その他	8

【様式】

様式第1号	緊急離着陸場等設計届出書	10
様式第2号	緊急離着陸場等設置届出書	11
様式第3号	緊急離着陸場等届出事項変更届出書	12

【別図】

別図1	緊急離着陸場（進入表面、転移表面の平面図・断面図・立体図）
別図2	緊急救助用スペース（進入表面、転移表面の平面図・断面図・立体図）
別図3	進入表面が直線にとれない場合・夜間視認処置を必要とする物件等
別図4	着陸帯標識等
別図5	認識番号等
別図6	待避標識等

【別添】 ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準細目

※別図は別添

ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導基準

第1 目的

この基準は、高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について（平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通達）に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動が有効かつ安全に行えるために、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等及びこれらに設置する建築物の屋上構造に関し、必要な事項を定める。

第2 用語の定義

(1) 緊急離着陸場

災害活動に際し、航空法第79条で定めるヘリコプターの離着陸できる場所以外で消防機関等のヘリコプターが離着陸する場所をいい、「丸付き文字のH」で表示する。

(2) ホバリング

ヘリコプターが救助や物資供給のため建築物上の一定の高さの空中で停止することをいう。

(3) 緊急救助用スペース

ホバリングにより救助活動等を行えるような要件を備えた建築物の屋上スペースをいい、「丸付き文字のR」で表示する。

第3 設置対象物と設置区分

ヘリコプターの着陸又はホバリングするために必要な進入表面及び転移表面が確保されている建築物にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場等を設置する。

(1) 軒高38メートルを超え100メートル以下の建築物で非常用エレベーターの設置を要するものは、緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置する。

(2) 軒高100メートルを超える建築物で非常用エレベーターの設置を要するものは、緊急離着陸場を設置する。

(3) 軒高38メートル以下の建築物であっても、建築物の周囲の何れかが斜面地等により消防活動が著しく困難で、他に有効な活動スペースが確保し難い建築物で非常用エレベーターを設置するものは、緊急救助用スペースを設置する。

第4 進入表面及び転移表面

ヘリコプターが着陸又はホバリングするために必要な進入表面及び転移表面は次の各号に定める全てに該当することとし、別図1から別図3による。

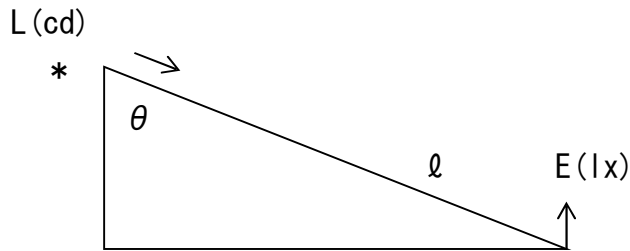
- (1) 進入区域の長さを500メートル、幅を着陸帯から500メートル離れた地点で200メートルとした場合の進入表面が、原則として直線の2方向に設定すること。ただし、進入表面の2方向に設定できない場合は90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できる。
- (2) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は、5分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (3) 転移表面は、勾配を1分の1以下、高さを45メートルとし、当該表面上に物件等が突出していないこと。

また、着陸帯及び緊急救助用スペースから10メートル以内の区域で勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯（灯火は、航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できるもの。光度は10カンデラ以上）を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置し難い場合は、蛍光塗料を塗色する等、夜間視認処置を施すこと。
- (4) 緊急救助用スペースの設置について、前(1)から(3)の規定により難い場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移動できる。

第5 緊急離着陸場の設置基準

緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 着陸帯等
 - ① 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ20メートル以上とすること。
 - ② 着陸帯には、黄色の蛍光塗料又はビーズ入りトラフィックペイントで着陸区域の境界線、着陸帯標識、最大荷重標識、認識番号を表示すること。表示の字体及び文字の大きさは別図4、別図5に示すものとする。
 - ③ 緊急離着陸場の床面に必要な強度は、12トン（全備重量の2.25倍の荷重が短期的に掛かるもの）として設計すること。
 - ④ 床面の構造は、次によること。
 - ア 床面の構造は、プラットホーム式、通常床式又はグレーチング方式のいずれかとし、床面は滑り防止の措置を施すこと。
 - イ 床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とすること。
- (2) 夜間照明装置
 - ① 着陸帯の付近に進入表面及び転移表面に突出しない範囲で着陸区域照明灯（灯火は、航空可変白の不動光で、配光は、着陸区域の全面を照明し、照明された着陸帯の中心における水平面照度が10ルクス以上）を設置すること。



水平面照度計算式

$$E = L \times \cos \theta / \ell^2 \geq 10 \text{ lx}$$

- ② 着陸帯の境界線の中心から外側に1.5メートル以内に境界灯（灯火は、航空白又は黄の不動光で光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から見えるもの。光源は10カンデラ以上）を等間隔に8個以上設けること。また、境界灯は原則として埋め込み型とする。
 - ③ 非常電源として、連続4時間以上の電源供給が可能な自家発電設備を設置すること。
 - ④ 点灯方式は、防災センター等から遠隔操作及び待避場所付近に設けた操作盤により、必要時に点灯でき、かつ、防災センター等で点灯が確認できるものであること。
 - ⑤ 非常電源からの配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、耐火構造で造った主要構造部に埋設するか、又は、これと同等以上の耐火保護処置をとること。ただし、非常電源装置が屋上に設置されている場合は、耐火保護処置を必要としない。
- (3) 脱落転落防止施設
- 緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止施設を設置すること。
- ① 進入表面及び転移表面に突出しない構造であること。
 - ② 構造は、高さ40センチメートル以上の手すり壁、柵、若しくは金網又は長さ1メートル以上の勾配5分の1の傾斜床とすること。
- (4) 燃料流出防止施設
- 緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ込まないように、次の基準により燃料流出防止施設を設置すること。
- ① ためます、側溝等を利用する方法として、いずれの場合も1000リットル以上の有効容量を確保できること。
 - ② ためます等が2箇所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。
- (5) 待避場所
- 屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避するた

めの場所を次により設けること。

- ① 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けること。ただし、緊急離着陸場等をプラットホーム式とした場合、屋上部分とすることができる。
- ② 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段を設けること。
- ③ 待避場所には、待避標識（別図6）を表示するとともに、ゼブラマーク等により区域を表示すること。
- ④ 待避場所の面積は、概ね50平方メートル以上とすること。

(6) 消防用設備等

緊急離着陸場の付近には、次により消火器及び連結送水管を設置すること。

- ① 消火器は、一般火災に対しては2以上、かつ、油火災に対しては3以上の能力単位を有する泡、又は、強化液消火器を1本以上設置すること。
- ② 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース（口径65ミリメートル、長さ20メートル）2本以上、噴霧切り替えノズル（口径23ミリメートル）1本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること。

(7) 連絡装置

前記(6)②の格納箱付近に防災センター等と連絡できる非常電話を設置すること。ただし、消防法施行令第24条に掲げる放送設備の起動装置とならないこと。

第6 緊急救助用スペースの設置基準

緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造

- ① 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則として長さ10メートル以上とすること。
- ② 緊急救助用スペースには、黄色の蛍光塗料、又はビーズ入りトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、Rの標識及び認識番号を表示すること。表示の字体及び文字の大きさは別図4、別図5に示すものとする。
- ③ 床面の強度は、通常床強度とする。
- ④ 床面の構造は、次によること。

ア 床面の構成は、プラットホーム式、通常床式、又はグレーチング方式のいずれかとし、床面の滑り防止措置を施すこと。

イ 床面の最大縦横勾配は、消防活動に影響しない程度の表面とすること。

(2) 夜間照明設備

前記第5(2)の基準に基づき設置すること。
ただし、埋め込み型又は地上型とすること。

(3) 脱落転落防止施設

前記第5(3)の基準に基づき設置すること。

(4) 待避場所

前記第5(5)の基準に基づき設置すること。

(5) 連絡装置

前記第5(7)の基準に基づき設置すること。

第7 屋上出入り口の構造等

屋上の出入り口は、次の各号に掲げる基準による構造とすること。

(1) 屋上の出入り口と緊急離着陸場は、原則として段差のない通路で連絡すること。

(2) 屋上の出入り口は、避難階段及び非常用エレベーター等と有効に通じていること。

(3) 屋上の出入り口の扉は、内部及び外部から非常解錠できる構造とすること。

(4) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。

(5) 屋上の出入り口の扉の内側に、別図6に示す緊急離着陸場等に至る案内標識を掲出すること。

第8 排煙排出口の位置

機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないように配置する。

第9 非常用エレベーター

非常用エレベーターのある建物は、原則として1基以上の非常用エレベーターを屋上階に着床させること。

第10 維持管理

緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

第11 基準の特例

緊急離着陸場等の設置については、消防長又は管轄消防署長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。

第12 図書の提出

(1) 緊急離着陸場等設計届

緊急離着陸場を設置するときは、当本部と事前協議の上、着工までに次に掲げる図書を3部(正2部、副1部)提出すること。

① 緊急離着陸場等設計届出書(様式第1号)

- ② 配置図（縮尺1／500以上）
- ③ 各階平面図（縮尺1／500以上）
- ④ 進入表面、転移表面の水平投影図
（建築物の屋上内に関するものは縮尺1／200以上、全体図は縮尺1／2500以上）
- ⑤ 進入表面、転移表面の断面図
（建築物の屋上に係る部分は縮尺1／200以上）
- ⑥ 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防設備等の配置図
（照明設備照度計算、非常電源連続運転計算書を添付）
- ⑦ 緊急離着陸場における着陸床面強度計算書

(2) 緊急離着陸場等設置届

緊急離着陸場等の設置を完了したときは、消防長の行う完成検査を受けるまでに緊急離着陸場等設置届出書（様式第2号）を3部（正2部、副1部）提出すること。

なお、添付図面は、⑤の全体図を除き、努めてA3版とすること。

- ① 緊急離着陸場等設置届出書（様式第2号）
- ② 配置図（縮尺1／500以上）
- ③ 各階平面図（縮尺1／500以上）
- ④ 進入表面、転移表面の水平投影図
（建築物の屋上内に関するものは縮尺1／200以上、全体図は縮尺1／2500以上）
- ⑤ 進入表面、転移表面の断面図
（建築物の屋上に係る部分は縮尺1／200以上）
- ⑥ 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防設備等の配置図
（照明設備照度計算、非常電源連続運転計算書を添付）
- ⑦ 緊急離着陸場における着陸床面強度計算書

(3) 緊急離着陸場等届出事項変更届

緊急離着陸場等の設置後、本設置基準に関係する変更点が生じた場合は、当本部と事前協議のうえ、緊急離着陸場等届出事項変更届出書（様式第3号）を3部（正2部、副1部）提出すること。

- ① 緊急離着陸場等届出事項変更届出書（様式第3号）
- ② 変更に係る図面等（配置図、平面図、断面図等）

第13 その他

- (1) この要領の実施については、予防室が担当する。予防室は必要により指導に当たって大阪市消防局に助言を得ることができる。
- (2) 緊急離着陸場の完成検査に先立ち、大阪市消防局航空隊に通報し、完成検査に必要な情報を入手するように努めるものとする。

- (3) 緊急離着陸場の完成検査後、緊急離着陸場等設置届出書（様式第2号）の一部を大阪市消防局航空隊に送付し、高層建築物の消防活動に寄与するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成14年6月1日から施行する。
- 1 この基準は、令和3年5月1日から施行する。

緊急離着陸場等設計届出書

年 月 日

(宛先) 箕面市消防長

届出者住所

電話

氏名

緊急離着陸場等の設置計画について、次のとおり届け出ます。

認識番号

種 別	緊急離着陸場 ㊦		緊急救助用スペース ㊲	
名 称				
所 在 地				
設 計 者 名称・所在地	TEL			
施 工 者 名称・所在地	TEL			
建 築 物 構造・規模等	用 途		構 造	
	面 積	建 m^2 ・ 延 m^2		
	階 数	地上 階、地下 階、PH 階		
	軒高さ	m	最高高さ	m
屋上に通ずる階段数() 屋上の施錠方法：内() 外()				
非常用 EV 設置数 (基) 屋上着床の有無： 無 ・ 有 (基)				
H・R床面構造等	構造()・大きさ() $m \times$ () $m \cdot$ () t 耐圧			
脱落転落防止	手摺・袖壁・金網・傾斜床	待避場所面積		m^2
着 陸 区 域 照 明 設 備	照明灯数	機種()	光度()cd	使用電球()w
	境界灯数	機種()	光度()cd	使用電球()w
消防用設備等	消火器(基)・連送放水口(単口： 口)・連絡装置種別()			
その他設置設備				
竣工予定年月日	年 月 日 予定			

緊急離着陸場等設置届出書

年 月 日

(宛先) 箕面市消防長

届出者住所

電話

氏名

緊急離着陸場等の設置完了について、次のとおり届け出ます。

認識番号

種 別	緊急離着陸場 ㊦		緊急救助用スペース ㊲	
名 称				
所 在 地				
設 計 者 名称・所在地	----- TEL			
施 工 者 名称・所在地	----- TEL			
建 築 物 構造・規模等	用 途		構 造	
	面 積	建 m^2 ・ 延		m^2
	階 数	地上 階、地下 階、PH		階
	軒高さ	m	最高高さ	m
屋上に通ずる階段数() 屋上の施錠方法：内() 外()				
非常用EV設置数() 屋上着床の有無： 無・有() 基				
H・R床面構造等	構造()・大きさ() $m \times$ () $m \cdot$ () t 耐圧			
脱落転落防止	手摺・袖壁・金網・傾斜床		待避場所面積	m^2
着 陸 区 域 照 明 設 備	照明灯数		機種()光度() cd ・使用電球() w	
	境界灯数		機種()光度() cd ・使用電球() w	
消防用設備等	消火器(基)・連送放水口(単口： 口)・連絡装置種別()			
その他設置設備				
防災センター等緊急連絡先()				
竣工年月日：	年 月 日	消防同意：	年 月 日	箕消予第 号

緊急離着陸場等届出事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 箕面市消防長

届出者住所

電話

氏名

緊急離着陸場等の設置届出事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

		認識番号
種 別	緊急離着陸場 ㊦	緊急救助用スペース ㊲
名 称		
所 在 地		
竣 工 年 月 日		
変 更 事 項		
変 更 理 由		
添 付 書 類		

ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準細目

1 設置対象物及び設置区分について

医療機関への緊急離着陸場等の設置にあたっては、高度医療施設以外のものについても可能な限り緊急離着陸場とすること

2 進入表面について

進入表面の中心線の方向は、緊急離着陸場等の辺と直行させること

3 着陸帯等について

(1) 緊急離着陸場等の認識番号は、おおむね消防の完成検査の1か月前頃、設置届出書提出の際に指定する。ただし、設置工事の工程等により早期の指定が必要な場合は申し出ること

(2) 着陸帯等の構造については、次のとおりとする。

ア 通常床式とは、建築物屋上床に直接着陸帯等を設置するものをいう。

イ プラットホーム式とは、建築物屋上床の上部に、別に着陸帯等用に床を設け、屋上床と着陸帯等床との間に空間を設けたものをいう。

ウ グレーチング方式とは、床面構造をプラットホーム式とした場合の床を、グレーチング、エキスパンドメタル等の床材により設置したものをいう。

エ 床面構造をグレーチング方式とした場合、着陸帯標識等は直接床材に塗料等で表示してよい。ただし、グレーチング等の網目の大きいもの場合は、上空からの視認性を高めるため、塗色する部分を平板なプレートで補うか、又は網目の側面まで塗色する等の措置を講じること

オ 「H」又は「R」の表示方向は、進入方向から確認できる向きとすること

カ 緊急離着陸場の床をグレーチング方式とする場合は、原則としてグレーチング床の直下全面に、燃料流出防止施設に接続され、かつ風が上下方向に流通しない構造の専用のパン等を設置すること。ただし、着陸区域の外周部分については専用のパン等を設置しない構造も可能とするが、この場合、パン等のないグレーチング部分から燃料が落下することがあった場合でも、燃料が屋上の強風により飛散する恐れや、屋上の排水口に直接流入することのない構造とすること

4 夜間照明設備等について

(1) 着陸区域照明灯について

着陸区域照明灯は、着陸帯等の床面中央に描かれた標識円内のおおよそ全部の範囲において10ルクス以上の照度を確保するとともに、緊急用ヘリコプタ

一の進入方向とは対向しない配置とすること

(2) 非常電源について

非常電源に使用する自家発電設備は「自家発電設備の基準を定める件」(昭和48年消防庁告示第1号)並びに「消防用設備等の設置に係る運用基準」(以下「運用基準」という。)第6章第4(自家発電設備)の規定を満足させること。

なお、運用基準本文中の「消防用設備等」には緊急離着陸場等の夜間照明設備も含まれるものとして読み替えるとともに、特に次の点に留意すること。

ア 一般社団法人日本内燃力発電設備協会の認定品を使用する場合は、長時間型の認定品を使用すること

イ 自家発電設備の燃料容量は、自家発電設備出力算定の対象となるすべての負荷を、4時間以上連続運転可能とする容量とすること

5 脱落転落防止施設について

屋上避難者、消防隊員等の転落危険が極めて小さいと認められる場合を除き、手すり壁、さく、若しくは金網による場合、その高さは1.1メートル以上とすること。

また、緊急救助用スペースにあっては傾斜床以外の構造とすること

6 燃料流出防止施設について

(1) ためます、側溝、又は屋上部分等を利用して、流失した燃料等を貯留する場合は、いずれの場合も1,000リットル以上溜めることができるとし、最終のためます等には、樋(雨水排水口)に燃料が流れ込まないように、蓋又はバルブを設けること。この方法をとる場合、緊急時のバルブ等の操作要領を屋上待避場所付近及び防災センターに掲示しておくこと

(2) プラットホーム式の緊急離着陸場にあっては、当該部分の雨水、流出した燃料等はすべて専用の排水管に集水し、ガソリントラップ等を経由したうえで排水される構造とすること。

なお、2基以上に分割してガソリントラップ等を設置する場合は、排水管でそれぞれを直列につなぎ、合計で1,000リットル以上の燃料を分離できる構造とすること

7 待避場所について

(1) 待避場所範囲内は緊急時の事故防止のため、床面段差やビーム等の障害物がないものとする。また可能なかぎり進入表面直下への配置は避けること

(2) 待避場所をやむを得ず建物内に設置する場合は、屋上出入口への直近でかつ火災による煙の影響を受けない場所とすること

8 消防用設備等について

連結送水管等の消防用設備については、緊急離着陸場上で使用しやすい位置に設置すること。また格納箱から着陸帯まで距離がある場合は、着陸帯上で使用するのに必要な長さ以上の本数のホースを備えること

9 屋上出入口の扉について

緊急離着陸場等から建物内に通じる扉についてはすべて、火災時等、外部からは消防隊員が、内部からは屋上避難者等が通行できるように、自火報連動及び防災センター等での解錠操作が可能な電気錠、又は破壊錠等の非常解錠できる構造のものとすること

10 待避標識・案内標識について

- (1) 待避標識は、設置指導基準に基づき待避場所付近に表示し、その設置位置を詳細平面図等に明記すること
- (2) 案内標識は、建物内最上階から屋上へ通ずる階段の最初の扉、及び非常用エレベーターが着床する最上階のロビーから緊急離着陸場等へ至る要所々に設置しその設置位置を詳細平面図、各階平面図等に明記すること
- (3) 案内標識のデザイン等については、案内標識としての機能を保つものであれば、建物内の内装デザイン等に調和させたものでも可能とする。

11 非常用エレベーターについて

- (1) 非常用エレベーターの着床を屋上直下の階までとする場合は、非常用エレベーターロビーから屋上出入口までの間が、火災時の煙の影響を受けず有効に通じている構造とすること
- (2) 高度医療施設に設置する非常用エレベーターは、着陸帯から直接又はスロープ等を使用して、ストレッチャー等が乗り込める構造とすること

12 屋上緑化の導入について

屋上緑化を導入する場合の、緊急離着陸場等の設置基準については次のとおりとする。

(1) 床面仕上げ

着陸帯及び待避場所の床面仕上げは、芝や苔類等の地被植物とし、消防活動上支障とならない平坦なもので、かつ、ヘリコプターのダウンウォッシュ（最大瞬間風速：22 m/sec 程度）により飛散しないようネット等で覆う

などの飛散防止措置を講じること（ネットを使用する場合、網目の大きさ等については引っ掛けて転倒するなどの恐れがないよう考慮すること）

(2) 着陸帯標識等

着陸帯等には、設置指導基準に基づき境界線、着陸帯標識等を表示すること。また、境界線、着陸帯標識等の表示及び境界灯の照明を隠蔽又は識別を妨げることをしないよう、定期的な維持管理を行うこと

(3) 待避場所

待避場所を緑化し、ゼブラマーク等でその区域を表示できない場合は、待避標識とともに待避場所区域を明示した表示図等を掲示するなど、屋上避難者等が容易にその区域を判別できるような措置を講じること

(4) その他

ア 屋上に樹木等を設ける場合は、進入表面及び転移表面に干渉しない高さのものとする。また、定期的に手入れを行い、常に適正な状態を維持すること

イ 着陸帯及び待避場所の周辺に低木の樹木等を設ける場合は、ベルトで固定するなどの飛散防止措置を講じること。また、その他の屋上緑化植物についても、高層建築物屋上の強風を考慮した飛散防止措置を講じること

13 維持管理について

転落事故等の防止のため、緊急離着陸場等への平常時の立ち入りを禁止する措置を講じること。なお、屋上緑化等により通常に緊急離着陸場等への立ち入りを認める場合は、転落事故等の防止対策はもちろんのこと、設備の維持管理についても十分に注意を払うこと

14 事務処理手順等について

緊急離着陸場等の設置に係る事務手続き等については次のとおりとする。

(1) 箕面市消防本部担当者

箕面市消防本部予防室 指導グループ

(2) 事務処理フロー

① 建築物の建設計画が緊急離着陸場等の設置対象基準に該当



② 緊急離着陸場等設計届の提出

* 消防担当者と事前協議を行い、「緊急離着陸場等設計届」を提出する。

* 建物本体の着工までに提出すること

（緊急離着陸場等を設置するために、建物本体の建設計画に変更が必要になる場合があるので、提出時期については注意すること）

* 事前協議等の日程調整については事前に電話連絡等を行うこと



③ 緊急離着陸場等設計届出書の審査

- * 消防担当者より審査し（1週間程度）、終了後、必要があれば指導事項等の説明を行います。



④ 緊急離着陸場等設置届の提出

- * 設計届出書で指導を受けた箇所を修正のうえ、「緊急離着陸場等設置届」を提出する。
- * 提出時期は、消防の完成検査を受けるおおむね1か月前頃とする。
- * 消防担当者により、設置届提出の修正箇所を確認し、「認識番号」を指定します。（設置工事の工程等により、認識番号の早期の指定が必要な場合は消防担当者まで事前に申し出てください。）
- * 提出の日程等については事前に電話連絡等を行うこと



⑤ 緊急離着陸場等の完成検査

- * 所轄消防署の行う建物の完成検査に合わせて、消防局担当者により緊急離着陸場等の完成検査を行います。不備事項等がある場合、その場で口頭指導を行いますので、是正後写真報告等を行うこと



⑥ 維持管理

- * 各施設は適正に維持管理を行い、施設に変更が生じる場合は事前協議を行い、必要ある場合は「緊急離着陸場等届出事項変更届」を提出すること